

北広島公式ウェブサイト広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、北広島市公式ウェブサイト広告に掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 北広島公式ウェブサイト 北広島市が管理するWEBページ（以下「市WEBページ」という。）をいう。

(2) バナー広告 市WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市WEBページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市WEBページに広告を掲載できる者、広告の内容及びリンク先WEBページの内容の基準は、北広島市広告取扱要領（平成18年12月1日市長決裁）別表北広島市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に定めるとおりとする。

(1) 大きさ 縦95ピクセル×横270ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG

(3) データ容量 50KB以内

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、掲載位置及び枠数は市長が指定する。

2 前項の掲載位置には、広告である旨の表示をする。

(禁止表現)

第7条 次に掲げる表現を含むバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをし、又はユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、その使用を禁止する。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン又はラジオボタン

(2) テキストボックス(入力ができるよう誤解を与えるもの)及びプルダウンメニュー

ュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(3) アラートマーク

(4) 市の情報と錯誤するおそれのある表現及び画像の使用(市WEBページと類似の色調及び字体を使用するものなど)

(解像度及び色調等)

第8条 文字及びイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。文字色と背景色のコントラスト(明度差をいう。)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、1年以内(1ヶ月単位)とする。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は別途市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第10条 広告掲載希望者の募集は、市WEBページ等により公募する。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じるときに予め行うことができる。

3 市長は、公募を行なうにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第11条 市WEBページに広告の掲載を希望する者は、WEBページ広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、FAX又はメールで市長が指定する期間に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みがあった場合において、市長が必要と認めるときは、当該申込みをした者に対し、広告掲載の審査に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第12条 前条の申込みに基づき、市長が広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(第2号様式又は第3号様式)する。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順序により決定する。なお同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの。

(4) その他の私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第13条 広告掲載可の決定を受けたもの（以下「広告主」）という。）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第4号様式）を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告主は、広告原稿（バナー広告の画像データ及びリンク先アドレスをいう。以下同じ。）を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第15条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括して納付するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第16条 広告の内容及びデザイン等については、市及び市WEBページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行なうとともに、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条、第7条及び第8条に規定するもののほか市長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第17条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等の制限事項に抵触していると判断したときは広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、次の各号に該当する場合には広告主への催告その他何らかの手續

を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によって解消できないとき
- (5) その他、広告主が市及び市WEBページの信用を失墜するなど広告掲載が適切でないときと市長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は自己の都合により、市WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済み月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告掲載期間の延長)

第21条 広告掲載期間内に、市の都合で市WEBページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行なわない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行なわない。

(広告主の責務)

第22条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し

て保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第23条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市の担当部局に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第24条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起は、市の所在地を管轄する裁判所に行なうものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか広告に関して必要な事項は別に定める。

附則（平成19年6月20日市長決裁）

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

附則（平成26年4月1日改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和5年2月7日改正）

この要領は、令和5年2月10日から施行する。